

令和8年第2回取手市教育委員会定例会議事録

1. 招集年月日 令和8年2月26日（木曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員

教育長	石塚 康英
教育委員（教育長職務代理者）	櫻井 由子
教育委員	猪瀬 哲哉
教育委員	石隈 利紀
教育委員	戸部 明彦
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者

教育参事	鈴木 邦弘
教育次長兼保健給食課長	松崎 剛
教育次長兼図書館課長	香取 美弥
教育総務課長	澤部 慶
学務課長	石橋 陽一
指導課長	丸山 信彦
指導課長（教育総合支援センター担当）	仲田 敦夫
生涯学習課長	秋山 和也
子ども青少年課長	長塚 逸人
スポーツ振興課長	稲村 忠弘
政策推進部次長兼文化芸術課長	飯山 貴与子
都市整備部次長兼中心市街地整備課長	中村 有幸
教育総合支援センター課長補佐	唐口 薫
6. 書 記

教育総務課 課長補佐	鴨川 幸子
教育総務課 総務法規係 係長	中村 翔
7. 議 題

議案第6号	取手市児童生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について
議案第7号	取手市就学援助規則の一部を改正する規則について
議案第8号	取手市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第9号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
承認第3号	令和8年第2回取手市議会臨時会に提出する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について

- 承認第4号 令和8年第1回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について
- 承認第5号 令和8年第1回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める予算案についての専決処分の承認について（令和7年度一般会計補正予算（第9号）の同意について）
- 承認第6号 令和8年第1回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める予算案についての専決処分の承認について（令和8年度取手市一般会計予算の同意について）

8. その他

- (1) 取手駅西口A街区市街地再開発事業及び複合公共施設整備事業の進捗状況について
- (2) 3月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前9時30分開会

○教育長（石塚康英）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和8年第2回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成とします。なお、教育長のほか、会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データにつきましては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは初めに教育長報告をさせていただきます。資料のほうを御覧ください。まず1番です。虫歯予防を目的に、フッ化ナトリウムを水に溶かした洗口液でぶくぶくうがいを行いますフッ化物洗口事業、これを開始いたしました。県が推進しております小学校口腔衛生推進事業の一環で、8年1月から取手小学校及び藤代小学校のモデル校2校の1年生から3年生の希望する児童を対象に開始をいたしました。事業開始に当たりましては、教職員には10月に学校歯科医からフッ化物洗口の効果、安全性についての説明を受けました。また、保護者に向けては12月に取手市歯科医師会の会長さんを講師としてのオンライン説明会を開催するとともに、未視聴の保護者向けにはオンデマンド配信も行った上で周知を図ったところでございます。実際1月中旬から希望する児童を対象に、学校歯科医の指導のもとフッ化物洗口を開始しまして、児童は虫歯予防のため意欲的にこの取組に取り組んでいたところでございます。なお、事前準備や後片づけなどを担う教育支援員を新たに配置をしまして、教職員の業務の負担軽減を図っているところでございます。この支援員はフッ化物洗口を1日中やっけるわけではありませぬので、フッ化物洗口に関わらない時間帯は学校のいろんな業務を手助けできるというそういった人材になっているところでございます。

続きまして、2月の7日「高須で空遊び—大空凧プロジェクト—&ひだまりのひマルシェ」が開催されました。当日、翌日が大雪だったんですけどももう雪が降りだし

ていて雪が舞い散る中だったんですけれども、625人の御来場がありました。正午からは、私も含めましてみんなでこの一本のロープを心を合わせて引いて、12畳の大凧ですね、空高くー高くででしょうか、舞い上げることが出来ました。左下に写真がございませけれどもこんな様子でした。実際には42.24秒間ではあるんですけれども、これ2回目のチャレンジで1回目失敗しちゃったんですけれども、上がった瞬間には皆さんから大変な歓声が上がったところです。当日はマルシェのほうでは雑貨やお菓子・パンなどの販売、あるいは音楽の演奏などのパフォーマンスも行われて、寒空のもとでしたが大変熱いイベントとなったものでございました。

次、3番でございます。2月9日六郷小学校でドローンを使ったプログラミング学習が行われ、4年生から6年生のおよそ40人が学習に参加しました。講師はとりで花火大会でもドローンショーを披露している株式会社RED CLIFFさんにお越しいただきまして、ドローンの操作方法あるいは飛行時の注意点についての指導を受けました。まず実習では、3から4名の子どもたち、縦割りのグループで分かれまして、リモコンで手動操作を行って空撮などにも挑戦をしたところです。子どもたちも慣れたもので、iPadがコントローラーになるんですけれども、すぐにコツを覚えて器用にドローンを操作していました。後半では今度はプログラミングによる自動操縦に取り組みました。グループ内で議論しながら試行錯誤を繰り返してプログラムの修正を行って、ドローンをうまく飛ばすことができたときには、子どもたちも「やった」という声を上げて喜んでいたところでございます。子どもたちはドローンを制御するプログラミングの基礎を習得して多くの学びを得るとともに、失敗を恐れずに試行錯誤を繰り返す探究心を大きく大きく膨らませていたところです。来年度、県の遠隔教育によるプログラミング教育実践校の指定を受けられることになりまして、六郷小学校ますますこういったICTを活用した特色ある教育に取り組んでいってもらいたいなとそんなふうに期待をしているところです。

4番目です。2月の14日、取手市少年の主張大会を開催しました。今回で36回目の開催となり総勢200名の皆様方に御来場いただきました。主張の発表は、各中学校の代表生徒6名により行われまして、日常生活の中で日頃抱えている思いや、社会に対しての意見、自身の目標など、広い会場で大勢の観覧者の前で発表していただきました。6人それぞれとてもすばらしい発表だったんですけれども、藤代南中の女の子は、ひいおじいちゃんが長崎での被爆者でいらっしやって、実際に長崎を訪れて学んでいくうちにやっぱり平和の尊さ等についてすごく感じ入ったと、今後それを歌にして曲を作って表現していきたい、なんていうそんな発表があって非常に心を打たれたところでございます。またそのあとの善行青少年表彰では、他人を思いやる心や地域社会を大事にする心を持ち善行を行った青少年個人6名、1団体に対し、それぞれの活動をたたえ、表彰状の授与を行わせていただいたところでございます。

次に5番目です。2月16日、小学校4年生から中学校1年生までの各校代表20組53名の児童生徒が取手市ウェルネスプラザに会しまして、取手市小中学生プレゼンテーションフォーラムが開催されました。探究活動の学習の過程で調べたり体験したことをまとめて、意見や提言をこちらも堂々と子どもたちがプレゼンテーションをしていました。内容はSDGsをテーマにしているんですけれども、それぞれテーマの中から一つ、特に関心を持ったことを選んで、資料や話の組み立て方、とっても工夫して、ジェスチャーを付けたり観客に問いかけたり実物を用意したりと、やっぱりグッドモデルを昨年度までのをしっかりと見ているためなのか、年々プレゼンの仕方が上

手になってきているなということを感じたところでございます。また取手二高の方たち、生徒さんにも参加いただきまして、保育に関する学習を行っている学生さんなんですけれども、実際に保育所での実習などで考えたこと取り組んだことを劇を交えながら観客も巻き込んでプレゼンテーションを披露しまして、良い手本となったかなとそんなふうに思ってます。アドバイザーであられる大学の先生、企業の方々からも、非常にレベルの高いプレゼンであるというお褒めの言葉をいただいたところです。今後も子どもたちが自信を持って自分の考えをアウトプットできるような機会を各校で確保していくように働きかけてまいります。なおこの後御報告もありますけど、この写真の子どもたちが、テレビですね、これが電子黒板でしてタッチパネルになっていて、どんどんスライドを動かしたりあるいはペンで書き込みができるっていう、ただのテレビではない電子黒板なんですけど、これを来年度各学校に6台配置できることになりまして、先日議会のほうでも御承認をいただいて、なお一層子どもたちの表現が高まっていくんじゃないかなと期待をしているところでございます。

以上5点御報告させていただきましたが、最後なんですけど実は本日2月26日は茨城県立高等学校の入学試験で、今朝方から茨城県立を受ける子どもたちが各高校で入試に挑んでいるところです。発表は3月11日になるんですが、本日の健闘をぜひ祈りたいとそんなふうに思っているところです。以上、教育長報告でございました。そのほかの行事報告につきましては、本日お配りした3月の行事予定の資料の後半のほうに掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

それではこれより本日の議事に入ります。

まず初めに、議案第6号、取手市児童生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

説明を求めます。石橋学務課長お願いします。

○学務課長（石橋陽一）

学務課の石橋でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第6号、取手市児童生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について、御説明をいたします。提案理由としましては、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、様式の一部を変更するため及びその他所要の整備を行うための規則改正となります。簡単に申し上げますと、全国で個別に設置されている自治体システムをデジタル庁のガバメントクラウドに一本化するための必要な環境整備ということで、10ページの資料でございますけれども規則全体にわたって様式番号の変更、それから様式内容、表記の変更を行っております。あわせて指定学校、今回の改正では就学校という表記に変わっておりますが、こちらの変更をする場合や区域外就学を希望する場合の事由を記載した別表について改正を行います。

取手市では学区制を採用しており、原則住所がある学区の学校に通学することとなっております。そういった中、諸事情により就学校を変更する場合や区域外就学を希望する場合、所定の理由に該当する場合に限り変更が認められております。資料の3ページの下側の右側ですね、御覧いただければと思います。これまで、変更の事由を一覧とした別表第3では、指定学校の変更、これは市内の変更、区域外就学、市外市内の変更、こちらの理由が同一の表で示されておりました。こちらの従来表ではこの4の家庭の事情による変更（2）のように、区域外就学のみ適用される理由が表記されているなど、ホームページで検索された方などはわかりにくい状況になっていたかと思っております。そこで今回の改正では、就学校の変更事由を別表第3、区域外就学の

事由を新たに次の4ページですね、こちらにありますように別表第4というふうにいたしました。別表第4を設けるに当たり、従来は2番の教育的配慮というところがあるかと思いますが、ここに(1)(2)、実は(3)というのがございまして、そこには、指定学校に希望する部活動がない場合というものがありました。こちらは削除をしております。従来取手市では、部活動がないことを理由とした市外からの区域外就学を認めておりましたが、昨今の部活動の地域移行が進められる中、地域クラブ化や複数校にまたがった部活動の集約など部活動を取り巻く環境に大きな変化があることから、同様の理由によって受入れを近隣市町村、どのように行っているかということ調査をいたしました。調査を行った6市全て、こちら部活動を理由とした区域外就学を受け付けていないという状況が判明いたしました。従いまして今回の改正では、取手市においても当該箇所を削除して、部活動がないことを理由とした区域外就学は原則受け入れないということといたしました。

しかしながら、区域外就学であったり就学校の変更、こちらにつきましては、児童生徒を取り巻く環境ごとに様々な事情や背景を持って相談に訪れる方が多くあります。引き続きその状況については十分に聞き取りをしながら、ケースによっては教育総合支援センターや指導課、また関係各課と連携をとりながらケースバイケースで柔軟に対応してまいります。

また、スマホ市役所が開設されております。従来はこの別表のみをホームページに掲載していたところですが、チャットボットでの検出が容易となるように、新たにこれまで寄せられた質問と回答を体系的にまとめ、Q&A形式で掲載する準備を進めております。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。本件に対して質疑、御意見がございましたらお願いをいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。特に、別表の第4、4ページ、とても整備されたと思います。趣旨は全く賛成なんですけど、すいませんいつもネーミングで意見述べてしまうと、1番の身体的理由、2番の教育的配慮、2番はまさに教育的配慮だと思うんですけども、1番は児童生徒の身体的または精神的な理由によりということ、この通学状況や学習環境を配慮するというのはかなり、教育的配慮から合理的配慮に近いようなことかなと思いますので、ゆくゆくは身体的理由のところは合理的配慮全てじゃないから言いにくいんですけど、合理的配慮のようなことになっていくことも検討されたらいい。つまり、身体の問題だけではないということかなというふうに思います。よろしくお願いします。

○教育長（石塚康英）

はい、課長。

○学務課長（石橋陽一）

委員おっしゃるように、もう社会モデルということでは合理的配慮ということで、変えていけるように今後検討をしていきたいと思っております。以上です。

○教育長（石塚康英）

そのほかございましたらお願いします。

櫻井委員お願いします。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。今の御説明の中で、部活動関係で学校の変更に関することは別表4のほうから区域外就学の事由のほうから省くということで、その理由が部活動の地域移行ということだったんですけれど、こちらはそうすると地域移行のほうとも関連すると思うんですが、いずれ地域移行された中学校の部活動に、例えば他市町村の生徒がそこに参加する、ということも可能という流れでしょうか。

○教育長（石塚康英）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

スポーツ振興課稲村です。今のところは、市外をまたいでっていうところは考えておりません。

○教育長（石塚康英）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

第6号を採決をいたします。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第7号、取手市就学援助規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

説明を求めます。石橋学務課長。

○学務課長（石橋陽一）

続きまして、議案第7号、取手市就学援助規則の一部を改正する規則について御説明をいたします。提案理由としましては、先ほどと同じなんですが、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、様式の一部を変更するため及びその他所要の整備を行うため本規則を改正するものでございます。

次ページの資料にありますとおり、本改正に当たりましては様式番号の変更それから様式内容の表記の変更となります。簡単ではございますが説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。本件について質疑御意見がありましたらお願いをいたします。戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございます。保護者への就学援助費についてはどのようにお渡ししてるシステムになってるのかちょっとお聞きしたいなと思います。

○教育長（石塚康英）

学務課長。

○学務課長（石橋陽一）

お答えいたします。基本的には御本人が指定され保護者が指定された口座に振り込むこととなっております。また希望した場合は学校長口座に振込を行うと、この2種類で行っております。以上です。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

あとは様式番号の変更等というところが中心でしょうかね。
ではよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では質疑、意見なしと認め、これより議案第7号を採決をいたします。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第8号、取手市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

説明を求めます。稲村スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

スポーツ振興課稲村です。よろしくお願ひいたします。

議案第8号、取手市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明させていただきます。市内小中学校体育館及び中学校武道場の空調設備の設置に伴い、令和7年第4回取手市議会定例会におきまして、取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正を行い、附属設備の使用料や使用料の減免について改正を行いました。これに伴いまして、取手市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正するものとなります。内容につきましては資料の1ページのほうを御覧ください。附属設備使用料の納付について、第4条の2第1項において、教育委員会が発行するプリペイドカードにより行うものとし、第2項においてプリペイドカードは1枚6,000円と定めるものとなります。また、附属設備使用料の免除につきまして、第5条第1項第1号において市または教育委員会が主催もしくは共催して行う大会に利用するとき、第2号においてそのほか市長が特別の理由があると認めるときとするものであります。説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。本件について、御質問御意見等ございましたらお願ひをいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。市内の小中学校の体育館を、例えば市民団体が使う場合、エアコン関係、暖冷房についてはプリペイドカードを事前に買っておいて、

体育館のほうにプリペイドカードを差し込むと動くみたいな機械があるということなんでしょうか。

○教育長（石塚康英）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

櫻井委員のおっしゃるとおり、通常今回設置したエアコンがございませぬ。通常団体利用するときには、そちらのほうにプリペイドカードを挿入する口がありますので、そちらのほうを入れていただいて使用するという形になります。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。6,000円でどれくらいもつものなんでしょうか。

○教育長（石塚康英）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（稲村忠弘）

小学校体育館については1時間1,000円、中学校体育館については1時間1,500円、中学校武道場におきましては1時間500円という形になりますので、例えば6,000円なので、小学校体育館の場合は6時間、1枚で使えるような計算になります。中学校の体育館では4時間、使えるような形になります。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

夏の朝一の暑いときなんかまだエアコンが全然効いていない時にかけるのと、前の団体が冷やした後に使う、なんていうシミュレーションをして検討はしたんですけども、なかなか全てが公平にいくっていうのは難しくてですね。結局は時間で決めるということで考えたところです。

いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではこれより議案第8号を採決をいたします。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第9号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題といたします。資料につきましては、追加で配付しておりますので御確認ください。

本件について説明を求めます。澤部教育総務課長。

○教育総務課長（澤部 慶）

教育総務課の澤部でございます。続きまして議案第9号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について御説明申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和6年度の実績に係る教育委員会及び教育長の権限に属する事務の管理執行の状況について、学校教育分野、社会教育分野、それぞれに外部の点検評価委員を交えた点検評価を実施し、報告書の案を

別紙のとおり作成しましたので教育委員会の議決を求めるものでございます。

次のページ以降が結果報告書の案ということになります。令和3年度から令和6年度までの計画期間でした第三次教育振興基本計画の最終年度となる令和6年度において実施した重点施策についての評価に加えまして、計画期間全体を総括した点検評価を行っていただきました。

何枚かおめくりいただきまして、ページ下に記載されているページ番号で2ページにございますとおり、教育委員会事務点検評価委員4名の方に参画いただき、学校教育分野・社会教育分野それぞれ2回ずつの各所管課へのヒアリング、そして委員意見の作成を行っていただきました。

またその意見を踏まえまして、教育委員の皆様、また教育長からも御意見をいただき、案として取りまとめたものが5ページ以下となります。5ページ目の項目で申し上げますと、重点施策1-1から1-3までと2-1から2-4までを学校教育分野として、重点施策1-4と大項目3、4の全体を社会教育分野としてそれぞれ点検評価をいただいております。詳細につきましてはそれぞれの内容を御参照いただければと存じます。

また今後の流れにつきましては、3ページの取手市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関する要綱第5条に基づきまして、報告書が確定し次第、市議会に提出するとともに、市ホームページへの掲載を行い公表する運びとなります。

以上、本議案の説明となります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございました。教育委員会の評価等につきましては委員の皆様方にも大変御尽力をいただいたところかと思えます。ちょっと長いので、御確認の時間をとりたいと思います。

はい、澤部課長。

○教育総務課長（澤部 慶）

1点補足をさせていただきます。失礼いたしました。以前に、教育委員の皆様方にはメールで一度お送りをさせていただいております。そちらの内容からの変更点はございません。以上となります。

○教育長（石塚康英）

一度お目通しをいただいているという状況ということで。

では本件につきまして質疑御意見等ございましたらお願いをいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。前もってメール添付されておりますので読ませていただいておりますし、昨年この教育委員会のチームで参加させていただいております。これは、内容については全く異存はありません。

今後の進め方で、要するに今回、令和3年度から6年度までの評価ということで、令和8年ですけど、7年度の終わりまでに出て、8年度からに生かすということなんですけども、今回、最終年度で3年から6年度ということで長かったんですけど、これ毎年1回やるものですよね、基本的には。ということで、今後の私たちの課題としては、この1年度終わった後の点検評価を1年かけてやるのではなくて、前半期にやって、この年度末の3月に出るようなものが9月ぐらいに出るようになって、前の年度の反省点、良かったところは後半ぐらいから生かしていけるといいなというのが感想

で、いろいろ業務の中で流れは大変だと思うんですけど、今から点検で6年度だよな、7年度皆さんとしっかりやったなというのが、ちょっと前倒しすればいいなと私の意見です。

○教育長（石塚康英）

澤部課長いかがですか。

○教育総務課長（澤部 慶）

御意見ありがとうございます。今回の今年度のこの評価をもちまして教育振興基本計画、前計画の最終年度ということで、次回から新しい教育振興基本計画に基づいての点検評価ということになってまいります。で、今年度の点検評価を通じましてこの書式でいいのかどうかといったような課題も含めて、少し担当の中でも検討が必要なのかなというふうに考えているところもございます。またその点検評価の時期につきましても、少しこちらのほうでできることがないかも考えてまいりたいと思います。以上です。

○教育長（石塚康英）

そのほかいかがでしょうか。

櫻井委員お願いします。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。石隈委員同様、事前にお送りいただいた資料確認させていただいて問題がないということで、御返事させていただきました。また今澤部課長のほうから、次年度新しい教育振興基本計画に基づいて、こちらのほうも書式等を含めて、検討、見直しをかけていくというようなお話でしたので、私も毎年こちらに関わらせていただいて、この最後の「教育委員会の評価」というのがこれはどういったスタンスで、そもそも教育委員会自体はこの点検評価を受ける側なので、それをさらに評価するっていうのはどうなのかなと思いつつ、意見は求められた意見を述べさせていただいておりますので、そこの辺もあわせて今後検討されるときにちょっとお考えいただければと思います。また、ただ点検評価委員の意見だけでいいのか、という、ここに教育委員会、教育委員会の教育委員の意見が反映されなくていいのかというようなそういうあれもありますので、どちらかというところ今のこの点検評価シートは5番の「令和7年度以降の施策の方向性と課題」、これとその下の「教育委員会の評価」が重なっている部分もあるので、あるいはそこに教育委員会として令和7年度以降、つまり次年度以降こういうふうにしていきたいなというような方向性や課題を述べてもいいのかなと思ったりもしました。以上です。

○教育長（石塚康英）

澤部課長。

○教育総務課長（澤部 慶）

御意見ありがとうございます。櫻井委員がおっしゃったような課題感は実は私どものほうでも同じような課題感を持っておりまして、教育委員会の意見というのをどう捉えていくべきなのかというところについては、今現在の点検評価の在り方そのものも含めて考えていく必要もあるのかなというふうに考えております。今いただいた御意見も踏まえまして、では次年度以降、今後の展開について教育委員会でもどう捉えるかといったようなところに重きを置いていくというようなことも含めまして、こちらは実は全国的に決まった書式というのはございません。点検評価を行うということは定めがございますが、そのやり方については各団体に委ねられているところもあります。

すので、こちら考えてまいりたいと思います。御意見ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

ちょうど新計画の評価が変わるところなので、ちょうど見直しのいいタイミングなのかもしれませんね。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それではこれより議案第9号を採決をいたします。

議案第9号は、原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では御異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、承認第3号、令和8年第2回取手市議会臨時会に提出する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認についてを議題といたします。

報告を求めます。石橋学務課長。

○学務課長（石橋陽一）

学務課の石橋でございます。承認第3号、令和8年第2回取手市議会臨時会に提出する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について御説明をいたします。市内小中学校電子黒板の取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、2月5日付けで取手市長から意見を求められ、同日付けで異議のない旨回答をいたしました。この決定に際し、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程に基づき、教育長において専決処分を行いましたので報告し承認を求めるものでございます。

議案の概要としましては、市内小中学校電子黒板の取得について、令和7年第4回取手市議会定例会において、小学校コンピューター整備に要する経費及び中学校コンピューター整備に要する経費の補正予算として審議可決をされ、去る1月26日に指名競争入札を執行、契約の相手方と仮契約を締結したもののについて、取得金額が2,000万円を超えることから本契約を締結するため議案を提出したものでございます。契約内容は、65インチの電子黒板及び電子黒板を乗せるためのテレビスタンドを各校6台ずつ計120台の取得となります。契約金額は4,936万8,000円でございます。この議案は、2月9日付けで取手市長から取手市議会議長宛てに議案として送付され、2月16日開会の令和8年第2回取手市議会臨時会において審議され、原案のとおり決定されました。以上、御報告させていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。本件について、御質疑、御意見等ございましたら、お願いをいたします。

戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

御説明ありがとうございました。会議に先立って教育長のほうからもプレゼンテーションフォーラムの開催ということで紹介がありましたので、その写真を見ながらこういうものが電子黒板なんだなとちょっと理解出来ました。黒板に貼るような形式もあるようだし、こういうテレビですね、この写真のように台を付けてテレビが移動

式のやつもあるということでそれぞれ利点があるかと思うんですけれども、そういう利点であるとか、あと活用の方法としてこんなメリットがあるということがあればちょっと紹介していただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○教育長（石塚康英）

指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

指導課長の丸山でございます。ありがとうございます。まず、活用の方法ということでありますと、毎日の授業でこれが活用出来ます。デジタル教科書を画面に大きく映し拡大したり、それから線を引いたり、丸で囲ったり、そういったことが瞬時に出来て、またそれをちょっと最初は難しいかもしれないんですけど印刷することも可能になってきますので、それを子どもにすぐ配布するとか、そういったことが可能になります。また、写真にもありましたようなプレゼンテーション、この場合にはもう非常に能力が発揮出来ます。手元操作ではなくて画面で操作出来てしまいますので、いわゆるジェスチャーを交えた、そういったプレゼンテーションも可能となってきております。先ほどのプレゼンテーションフォーラムではそういったことも意識しながら、子どもたち、今後さらにもっとこう恐らくこう、びやっとやって、ここですってやったりとか、ペンを持ってここがここにつながってるんですというような、より強調した表現であるとか、そういったことが可能になってきます。簡単ですが以上でございます。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございます。具体的に多分授業の中でどのように使っていくのか私ちょっと想像がつかないので御質問させていただいたんですけども、また来年度学校訪問等もありますので、無理やり使う必要ありませんけども効果的だという場面でちょっと授業公開していただければありがたいなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長（石塚康英）

自分自身が取手西小の校長をやっているときに、民間の教育助成金を活用して、同じものを2台導入したんです。プレゼンテーションルームという名をつけた部屋で、それを使って子どもに発表させたんですが、もう圧倒的にプレゼン力が高まっていくっていう、そういう実感を得たところです。先ほどの教育長報告の写真の中で右下に私がいたんですけども、あれはまさにこれはプレゼン力をもっと高めてほしいから、実は来年みんなのところに6台ずつ入るんだっていうことを御褒美じゃないですけどお話ししながら、自分が実際にそれを操作してペンでこういうふうに強調できるから使ってねっていうことを私のほうからも話させてもらったというところで、これが入ることで本当に子どもたちの表現力が高まることを期待をしているところです。

そのほかいかがですか。

○教育長（石塚康英）

櫻井委員。あ、ごめんなさい。

猪瀬委員お願いします。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございました。私は学校訪問のときに一応授業参観で見させてもらって、その頃は多分各校そんなに台数がなかったようなお話を聞きまして、触ってみると本当にただのモニターではなくもう大型タブレットという感じで、触っていろいろ

ろ出来てこんなのが学校に、その頃はもう階の移動も大変でみたいなそういう難しさもあったんですけど、今は各学校6台も来るわけでこれは各クラスじゃないですけど学年のフロアに置けるということで、本当にすごい便利なものを見させてもらってほんと増えるといいななんて思ってたんですけど、やはりお値段も高いんでしょうからその当時あれだったんですけど、これだけ増えて本当にこれからの勉強にもつながっていくと思ひまして、すごくすばらしい取組だったなと思ひます。感想でした、すいません。ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

櫻井委員お願いします。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。購入やっとかということで、実際に他市町村からいらした先生から、取手、電子黒板ないからね、みたいな意見も聞きましたのと、また電子黒板、実際に他市町村で使ってる先生方、あれは便利だという話、また学校訪問なんかで、訪問させていただいた先生方が子どもたちをちょっと待ってねって言いながら手元のパソコンを操作して子どもたちを待たせながらそれぞれの授業のところで見せたい資料を大きくしたりとか、別の資料を出したりとかを見て、電子黒板あれば、ってずっと思っていたんですけど、やっとか、しかもこの台数取手市内小中学校20校に6台ずつということで、少子化で単学級の学校も増えておりますのでそうするとほぼほぼ1クラス1台電子黒板という学校も実現するというところで本当にうれしく思っております。

で、今御説明いただいたのは、購入金額、購入についてですけど、電子黒板のほうもこの後保守点検またソフトウェア等の更新等が出てくると思ひます。そちらに関しては、この中には含まれていないという理解でよろしいでしょうか。

○教育長（石塚康英）

石橋課長。

○学務課長（石橋陽一）

学務課の石橋です。お答えいたします。こちらの契約の中に、自然故障補償ということで3年間ついております。またメンテナンスにつきましては、月曜日から土曜日まで、水戸市にあるんですけどもこちらの技術センターのほうで対応してもらえという状況です。場合によっては簡単な修繕ということであればそこから派遣をさせていただいて、現地、学校の中で終了できるような体制の整備をしております。これが契約の中に含まれております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

4月から全ての小学校で朝の時間に子どもたちにアート作品を鑑賞して意見を述べてもらう、朝鑑賞が始まるんですけども、きっと朝鑑賞の中でもここにアート作品を映し出して、子どもたちがこの部分がついていうことを指さしながら書き込みながら、鑑賞に進んでくれるのかなっていうところを期待をしているところです。

それではこれにて質疑、御意見を終結しまして、承認第3号を採決をさせていただきます。

お諮りします。承認第3号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では御異議なしと認め、承認第3号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、承認第4号、令和8年第1回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認についてを議題とします。

報告を求めます。仲田教育総合支援センター課長。

○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）

教育総合支援センター仲田でございます。承認第4号、令和8年第1回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について御説明いたします。

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、2月18日付けで取手市長から意見を求められ、同日付けで異議のない旨回答いたしました。この決定に際し、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程に基づき、教育長において専決処分を行いましたので、報告し承認を求めるものでございます。

条例の内容について御説明いたします。取手市におけるいじめ防止等のための組織の一つである取手市いじめ問題専門委員会は、いじめ防止対策推進法や、取手市みなでいじめをなくすための条例に基づき、教育委員会の附属機関として設置しております。専門委員会は、いじめの防止等に関する調査研究や施策の企画立案、教育委員会への提言など、学校教育、心理、医療、福祉、または法律にすぐれた識見を有する有する委員による専門的な審議が行われております。委員は、公平性、中立性が確保された組織構成とするため、職能団体等により、推薦をいただき、委嘱を行っております。推薦いただいている職能団体等からの報酬基準等を踏まえ、報酬日額を、委員長1万7,000円を3万円、委員は1万5,000円を2万5,000円に増額するため、本条例の一部を改正するものでございます。なお、政策推進部で所管するいじめ問題再調査委員会につきましても、同様の改正をするものでございます。以上が、内容についての説明となります。この議案は、2月20日付けで取手市長から取手市議会議長宛てに議案として送付されており、明日開会予定の令和8年第1回取手市議会定例会において審議される予定の内容となります。以上、御報告させていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

報告が終わりました。本件に対して質疑御意見がありましたらお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。意見と感想です。今いじめ問題の調査が全国で行われている中で、その調査に関わる専門家の報酬というのが、本当に地域によって違うんですね。私こども家庭庁のいじめ調査アドバイザーをしていますけど、国のほうから幾らにしないとは言えないですけど、全国的なところを見ながらということと職能団体がある程度の標準額を決めることもあります。心理職もありますし弁護士、医師もあるので、そういうところを考えながら、今回取手市でも改定したというのは私はとてもいいことだと思います。これは感想です。

質問は、「ただし」の後に、表のところに書いてあるいじめ事案に関する調査報告作成その他で金額をさらに計算するというのもとてもいいことだと思うんですけど、具体的な調査とか、報告書の作成に関しては、時間給であるとか何かそういう決め方があれば参考に教えていただければと思います。

○教育長（石塚康英）

唐口課長補佐。

○教育総合支援センター課長補佐（唐口 薫）

教育総合支援センター唐口です。ただいまの質問にお答えいたします。今回、改正する報酬日額については、いじめ問題専門委員会という形のいわゆる親委員会っていう部分の会議になります。こちらは、取手市のいじめの対策については自己的に行うようなものに対して専門家の御助言をいただくという形で、その下に重大事態の調査部会がぶら下がりという形になります。で、昨年令和6年の第1回の議会のときに、調査のほうの報酬も先に改正させていただきまして、調査に関する会議につきましては日額、会議については2万2,000円で、ヒアリングを実施したということに関しては1時間1万1,000円で、そのほかに委員の皆様が資料を読み込んでいただいたりですとかそのヒアリングの音源を聞いていただいたりとかっていう形でそれぞれ各委員の皆様が行っていただく作業につきましては報告書等作成等という形で30分5,500円で算定させていただいて、毎月実績報告書を上げていただいてそれに金額を充ててお支払いをしているという状況でございます。以上です。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。非常に重要なことで確認させていただいて安心しました。いろいろな標準を見ながら取手市としてしっかり定めていると思います。今、私は取手市の教育委員ですけど、職能団体で推薦を依頼を受けるほうでもあるんですけど、本当に専門性が必要なとできる人材がまだ限られていることと、かなり大変な仕事なんですね。本当に心身ともに疲れるといいますか、調査も大変ですけど、審議であれ、何か、裁判をやってるわけでもないし、調査するのは任意で教えていただいてそれを事態の解明と今後の学校教育に生かすということなので、かなりいろんな熱意を持って参加してくださるので、報酬はきちんとしようという方向で全国的に動いていて、取手市はそれで対応出来ていると思います。感想です。

○教育長（石塚康英）

そのほかいかがでしょうか。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございました。またちょっと報酬のことなんですけど、そういう方針、そういう元々基準があるようなベースみたいのがあるっていうことなんですか。

○教育長（石塚康英）

唐口課長補佐。

○教育総合支援センター課長補佐（唐口 薫）

今回委員の皆様、現委員の任期が令和8年3月31日で切れますので、次の委嘱に関しまして、それぞれ職能団体のほうに委嘱の御依頼をしたところ、うちのほうからはこういった基準があるんですってことを改めて御提示いただいたというところが大きくなって、それも一つじゃなくて複数、こういった形で基準がありますということ

で、本当にそれに超えていければ本当は一番いいところでしょうけど、それを踏まえて今回の日額というものを設定させていただきました。以上です。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございます。本当に県だったり様々市町村でも違いも出ると思うんですが、取手対応の金額を出していただいたということによろしいんですね。はい、ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

先ほど石隈先生からの心身の疲労のことを、本当にお話をお伺いしましたけど、本当大変なお仕事を引き受けていただいているというもう感謝の気持ちしかないっていうような状況で、既にもうこの報告書を作成いただいた方たちが訴訟になっているっていう、訴えられている事例まで出てきていて、そういうリスクもある中で引き受けていただいているっていうのは、本当に繰り返しになりますけど感謝しかないっていう、そういう思いでいて、額が当然高いほうがいいんでしょうけども、現状としてはこれぐらいを変えるっていうところが我々今精いっぱいのところではあるんですけども、思いだけは委員の皆さんにいつもいつも伝わったらいいなというふうに思っているところではあります。

いかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

はい、それでは質疑、御意見なしと認め、これより承認第4号を採決いたします。お諮りします。承認第4号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは御異議なしと認めます。よって、承認第4号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、承認第5号、令和8年第1回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める予算案についての専決処分の承認について（令和7年度一般会計補正予算（第9号）の同意について）を議題といたします。

報告を求めます。澤部教育総務課長。

○教育総務課長（澤部 慶）

教育総務課の澤部です。続きまして、承認第5号、令和8年第1回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める予算案についての専決処分の承認について、こちらは承認第5号が令和7年度の一般会計補正予算、承認第6号、次の案件が令和8年度の一般会計予算という仕分になります。私のほうからは、令和7年度一般会計補正予算に係る事項を御説明いたします。なお複数の所管にわたるため私のほうで一括して御説明申し上げた後、質疑は各所管にてお答えをさせていただきます。

次のページ及びその次のページにつきましては、先ほどの承認第4号の議案と同様、一般会計補正予算に係る意見聴取に係る手続に関する事項となります。こちらの説明は割愛をさせていただきます。ページ下のページの下部の番号で3ページ目を御覧ください。令和7年度取手市一般会計補正予算（第9号）の全体についてです。主としまして、歳入歳出それぞれ6億4,689万1,000円を減額するものでございます。また教育費において繰越明許費の追加、地方債補正もあわせて行っております。

では、ここから教育費について御説明を申し上げます。まず歳入となります。ペー

ジ番号 12 ページをお開きください。12 ページの下段となります。18 款寄附金の 1 項寄附金、教育費寄附金 60 万円増につきましては、こちらは以前に教育委員会定例会においてそれぞれ御報告をさせていただいている事項と関連いたします。放課後子どもクラブや特別支援学級、小学校に充てていただきたいという趣旨で 40 万円を、また戸頭中学校楽器購入に充てていただきたいとの趣旨で 20 万円の御寄附をそれぞれ今年度頂戴しておりました。それぞれ寄附いただいた方の御希望に沿いまして学校備品の購入に活用しております。そちらに係る歳入ということになります。

続きまして 13 ページをお開きください。13 ページ上から 2 段目、失礼しました、上から 3 段目になります。21 款諸収入、6 項雑入の学校徴収金返金分遅延損害弁償金 68 万 2,000 円です。令和 6 年 4 月に戸頭小学校で確認されました学校徴収金の未返金事案に関し、市が支出した保護者等に弁済するための事務費用の一部及び遅延損害金について、未返金事案として市で確認した平成 27 年度から令和 5 年度までの期間に関与した学校関係者、合わせて 10 名に求償する弁償金として計上するものです。

続きまして歳出の説明となります。ページ番号 24 ページをお開きください。

ページ番号 24 ページ下段となります。9 款教育費、5 項社会教育費のコミュニティ・スクール事業に要する経費につきましては、現在のコミュニティ・スクールコーディネーターの配置状況から不用額の発生が見込まれるため、1,881 万 5,000 円を減額するものです。

続きまして 25 ページ上段を御覧ください。25 ページ上段、6 項保健体育費の取手グリーンスポーツセンター施設管理運営に要する経費につきましては、取手グリーンスポーツセンター指定管理料について、光熱水費の高騰に対する不足額を精算するため、1,581 万円を増額計上をしております。

ここからページを戻りまして、7 ページをお開きください。7 ページにつきましては繰越明許費の補正となります。次年度、令和 8 年度へと経費を繰り越すものとなるものということで御説明を申し上げます。7 ページ下段、9 款教育費の中学校体育館武道場空調設備設置事業につきましては、市内公立中学校 6 校の空調工事を現在行っておりますが、このうち電気式の空調設備の整備を進めております取手第一中学校及び藤代中学校の 2 校におきまして、令和 8 年度から受変電設備で使用されている一部の部品の規格が変更となることに伴い全国的な需要の増加が発生いたしました。このため受変電設備の納入及び設置に不測の日数を要しております、年度内での工事の完了が困難であることから、翌年度に繰り越すものでございます。なお翌年度繰越した後、翌年度早期の段階での工事完了を見込んでいます状況でございます。以上が今回の補正予算案における教育費の説明となります。以上御報告とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。本件について、質疑御意見がありましたらお願いいたします。櫻井委員、お願いします。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。24 ページ、教育費の CS コーディネーター謝礼のほうが減額計上になっております。教育委員会の事務のところにも、CS コーディネーターやりませんかというようなポスターも貼ってありますので、こちらコーディネーターさんの、本当はこれだけ人数欲しいところ、なかなか成り手が見つからないので今回の減額計上になってしまったという理解でよろしいでしょうか。

○教育長（石塚康英）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

生涯学習課秋山でございます。櫻井委員御指摘のCSコーディネーターの謝礼について現状を踏まえて御説明いたします。年度当初予算では、全20校19協議会に1人のコーディネーターが配置できるような予算措置をしておりました。2月現在、現在6校に1名ずつCSコーディネーターが配置しております。委員御指摘のとおり、コーディネーターについては募集する広報を広く行っておりますが、現在のところ6名という配置状況になっており、今回の減額に至ったところでございます。なお、このCSコーディネーターについては6名に加えまして、数名のやってみたいというようなお声をいただいております。事務局としてはCSコーディネーターについてそういった方に丁寧に御説明をして、今後また来年度は6名以上の増員がされる予定でございます。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

そのほかございましたらお願いいたします。では補正のほうはよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それではこれより、補正予算のほう、承認第5号を採決いたします。

お諮りします。承認第5号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって承認第5号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

次に承認第6号、令和8年第1回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める予算案についての専決処分の承認について（令和8年度取手市一般会計予算の同意について）を議題といたします。予算書につきましては御手元のパソコンのほうでデータを御確認いただきたいと思います。

報告を求めます。松崎教育次長。

○教育次長兼保健給食課長（松崎 剛）

保健給食課の松崎です。承認第6号、令和8年第1回取手市議会定例会に提出する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について御説明いたします。なお、複数の所管にわたるため、教育委員会所管課所管分については、私のほうから一括して説明申し上げた後、質疑に関しましては、各所管において答えさせていただきます。また、文化芸術課所管につきましては、私から説明の後、飯山政策推進部次長から御説明申し上げます。

まず、令和8年度当初予算案全体について簡単に御説明させていただきます。当初予算の基本的な考え方としましては、こどもまんなか社会の実現に特に重点を置きつつ、取手市の将来にわたる発展を見据えた事業に力強く取り組み、住み続けるほど好きになるまちを目指すとしております。一般会計当初予算の規模は499億1,000万円となり、前年度の当初予算と比較して5億3,000万円の減となりました。今回、減と

なった主な要因は、令和7年度に実施した小・中学校の体育館や武道場の空調設備設置工事や、小・中学校のタブレット端末の更新などの予算計上がなくなったことが主な要因となっております。全体の予算等の資料については、概要、予算書等を後ほど御確認いただきたいと思います。

続きまして、教育費の主な事業について、お配りしました承認第6号の予算説明書をもとに説明をさせていただきます。なお、一部の事業について、複数の事業をまとめて御説明する関係で、予算説明書のページが前後する場合がありますので、御了承いただきたいと思います。

予算説明書、教育費抜粋の3ページ、通学送迎に要する経費1,839万5,000円です。小堀、小文間、市之代、貝塚地区から遠距離通学をしている児童生徒の安全な通学手段を確保するために、スクールバスを運行する経費として、送迎委託料、公用車リース料を計上しております。

次に、その下、教育情報機器整備に要する経費2億2,229万5,000円です。主な内容は、教育委員会と学校間の情報共有を目的に設置した教育委員会内のネットワークの基盤となるサーバー機器類の使用料とシステムの安定稼働を目的とした運用管理委託料となります。

次に4ページ、教育振興に要する経費1億2,579万8,000円です。主な内容は、英語指導助手業務派遣とJETプログラムを活用した英語指導助手の増員です。昨年度に引き続き、ALTの14名にヘッドティーチャー1名を追加配置した15名に加え、JETプログラムを活用して新たにALTを5名増員し、これに英語スペシャリスト教員1名を加え、全市立小中学校20校に常時英語のネイティブスピーカーの配置を実現します。これによりネイティブスピーカーが毎日学校の児童生徒のそばにいて、英語の授業だけでなく児童生徒が常に生きた英語での交流を体験できる環境を整えます。

次に5ページ、教育相談に要する経費7,288万3,000円です。令和7年度に引き続き、全員担任制、チーム指導、教育相談部会システムの取組を進め、専門の職員が各小中学校の教育相談部会に参加することで、児童生徒の悩みや困り事に対して支援をまいります。増加傾向にある不登校対策としまして、令和8年度に不登校対応支援員を1名増員し、各学校及び児童生徒への支援を進めてまいります。また、新たな不登校対策事業としまして、学校や教室に入れない児童生徒を対象に芸術家と創作活動をすることで自身を表現する機会をつくる支援事業を実施してまいります。

次に6ページ、特色ある新しい学校教育の推進に要する経費659万8,000円です。令和3年度より取手市立山王小学校は、小規模特認校としまして小規模校ならではのきめ細やかな教育環境と小学校6年間を通じまして、創造する力、表現する力を育てる特色ある学校教育プログラムに取り組んでいます。具体的には、外国籍の英語を母国語とするアーティストに山王小学校へ短期滞在していただき、スタジオを開設する「となりのスタジオ」、また校庭や身近にある地域の土を採取し土を練り土器を制作する「大地からはじまること」という年間を通して体験していくプログラムを予定しております。

次にその下、学力向上推進事業に要する経費1,885万5,000円です。初めに生成AI英語学習アプリ導入事業です。生成AIとの1対1のスピーキングトレーニング環境を整備することにより自ら主体的に英語を学ぶ学習環境を実現し、学校と家庭での反復練習を可能とすることで話せる英語の習得を図ります。

次に、未来の英語エキスパート育成プロジェクト事業では、英語検定の準2級、準2級プラス、2級の取得という英語エキスパートを目指す中学生の支援を行います。プログラミング・生成AI学習推進事業では、AIアプリ搭載可能なロボットを導入し、プログラミングと生成AIを組み合わせた新たな学びを推進します。

また、性と生命（いのち）の学びプロジェクト事業では、性に関する問題の低年齢化やSNS等の普及によるリスクの高まりを受け、専門性を有する講師を招きまして、小学校から中学校までの一貫した包括的性教育を体系的に全市立小中学校20校で実施いたします。

次に、8ページ、小学校管理に要する経費3億7,208万7,000円です。学校環境の充実や児童の学習環境の向上及び教員不足への対応のため、教員補助員や学校活性化TT講師を配置する経費を計上しております。また、取手西小学校及び永山小学校の老朽化したブランコの更新を実施します。

次にその下、小学校保健衛生に要する経費3,529万8,000円です。児童の虫歯予防及び口腔の健康保持増進を図るため、令和8年1月から実施しているモデル校2校の1年生から3年生を対象にフッ化物洗口事業を継続して実施してまいります。

次に、9ページ、小学校教育設備及び教材費に要する経費3,039万円です。保護者の負担を軽減するため、学校ごとに、児童が共用で使用する教材を整備する経費を計上しております。

次に、10ページ、小学校施設整備に要する経費1,388万円です。令和7年度予算と比較しまして約9億7,000万円の減額となる主な要因としましては、令和7年度に実施した小学校体育館空調設備設置工事が完了したことによるものでございます。令和8年度は、経常的な施設管理営繕工事に加えまして、取手小学校におきまして近隣住宅のテレビ電波障害対策として設置しているテレビ共同受信設備が老朽化していることから改修工事を行うものでございます。なお、予算説明書での記載はございませんけれども、予算書265ページの下段の中学校施設整備に要する経費についても、令和7年度から実施している中学校体育館、武道場空調設備の設置工事分8億4,000万円が減額となっております。

その下、小学校建設事業に要する経費、取手東小学校6億70万円でございます。取手東小学校の老朽化対策及び利便性の確保を図るため、体育館長寿命化改良工事及び校舎改修工事を実施するものでございます。

次にその下、小学校建設事業に要する経費、桜が丘小学校2,200万円です。桜が丘小学校の老朽化対策及び利便性の確保を図るため、校舎体育館長寿命化予防改修工事に向けて、実施設計業務委託を行い、令和9年度の着工に向けて準備を進めるものでございます。

次に、11ページ、給食運営に要する経費3億7,839万4,000円です。令和7年度予算と比べまして、約1,660万円の増となっておりますが、白山小学校給食室の長寿命化改修工事に伴い、学校給食センターからの提供に要した経費分が減額となった一方、賄材料費について、これまでは自校式給食費4,570円を基礎に算定しておりましたけれども、令和8年度から国による学校給食費の抜本的な負担軽減として交付される基準額5,200円を基礎として計上したことなどにより増額となっております。さらに給食を喫食出来ない児童に対しましても、国の示す基準額相当分を補助する経費を計上しております。

なお、予算説明書27ページの学校給食センター費の給食センター運営に要する経

費のうち、小学校児童分についても同様の考え方に基づいて経費を計上しております。次にその下、給食施設整備に要する経費 1,906 万 1,000 円です。令和 7 年度予算と比較しまして、約 1,740 万円の増となっておりますが、給食設備や備品の修繕のほか、老朽化の著しい備品の計画的更新を実施し、安全で安心な給食を安定的に提供するものでございます。

なお、予算説明書 14 ページ下段の中学校費の給食施設整備に要する経費についても、同様の理由で修繕及び備品の計画的更新を行うため、1,660 万円増の 1,779 万 7,000 円を計上しております。

次に 14 ページ、中学校建設事業に要する経費、藤代南中学校 3,900 万円です。藤代南中学校の防球ネットについて、高さが低く部活動の際にボールが敷地外に出てしまうことがあったことに加えまして老朽化も著しいことから、改修工事を行うものでございます。

次に、16 ページ、コミュニティ・スクール事業に要する経費 1,189 万 8,000 円です。全ての小・中学校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民が学校運営に参加し、学校運営の基本方針の承認などを通して、学校と地域が一体となって、子どもたちの教育を推進します。また、地域住民が学校と連携、協働し、子どもたちの成長を支える地域学校協働活動の取組を継続して行います。

次に、20 ページ、放課後児童対策事業に要する経費 2 億 5,155 万 2,000 円です。主な内容は、放課後児童支援員報酬及び取手東小・高井小・藤代小 3 校の放課後子どもクラブ運営業務委託料となります。このほか、取手東小放課後子どもクラブ室の床修繕及び同クラブ室の照明 LED 化工事、また、放課後子どもクラブ業務のオンライン化に係る経費を計上しております。

次に、21 ページ下段、公民館施設整備に要する経費 2 億 4,872 万 3,000 円です。井野公民館について、改修工事、備品の交換、エレベーターの新設等を行い、利用者の利便性の向上を図ります。

次に、22 ページ、図書館活動に要する経費 1 億 2,597 万円です。予約した図書の受け取りや返却を公民館や駅前窓口等でできるよう、図書館配送業務委託や、図書館情報管理システムを活用し、サービスポイントの充実と利便性の向上を引き続き図っていくとともに、スマートフォンやタブレットで手軽に読書が楽しめるよう電子図書館システムを活用した電子書籍のさらなる充実を図ります。

また、令和 8 年度は、視力の低下等により読みづらさを感じている方にも読書を楽しんでいただけるよう、タブレットやデジタライズ再生機等を購入し、読書バリアフリーの推進を図ります。

次に、23 ページ下段、埋蔵文化財センター管理運営に要する経費 4,265 万 8,000 円です。主な内容としましては、施設の維持管理に要する経費を計上しております。また、エレベーターの老朽化に伴う改修工事を行い、来場者の安全確保に努めます。

次に、24 ページ下段、中学校部活動地域展開事業に要する経費 1,670 万 5,000 円です。休日における部活動の地域展開事業を推進していくため、本事業では取手市地域クラブ活動推進協会を新たに設置し、地域クラブの運営を行います。推進協会への補助金を交付し、地域クラブを支援します。地域と学校が連携し、子どもたちのスポーツ、文化活動を支える仕組みを構築していきます。主な経費としましては、取手市地域クラブ活動推進協会補助金、会計年度任用職員報酬などを計上しております。

次に、25 ページ、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費 2 億 5,508

万 6,000 円でございます。指定管理者による充実した施設管理を行い、利用者の拡大を目指し、市民の健康体力づくりの拠点として、スポーツレクリエーションの普及発展に努めるものでございます。主な経費としましては、委託料として指定管理料、工事費としてプール観覧席空調設備設置工事、屋内プールろ過装置ろ材交換工事などを計上しております。

次に、26 ページ、藤代スポーツセンター管理運営に要する経費 5,563 万 1,000 円です。市民が安全で快適にスポーツを楽しめる場を提供するため、施設の維持管理に要する経費を計上しております。また、新たに施設全体の照明器具の LED 化を図るため、LED 照明器具のリース料を計上しております。リース期間につきましては、令和 8 年度から令和 18 年度までとしまして、省エネルギー化や維持管理の削減を図ります。

次にその下、井野体育館・グラウンド 1,074 万 7,000 円です。現在工事を行っている旧取手第一中学校体育館耐震補強大規模改修工事の完了後、開館に向けての準備を行い、速やかに開館し、市民が安全で快適にスポーツを楽しめる場を提供するため、施設の維持管理に要する経費を計上しております。

最後に、27 ページ下段、給食センター施設整備に要する経費 6,269 万 8,000 円です。主な内容は、給食運搬業務委託料、学校給食センター施設管理業務委託料、このほか、経年劣化が著しい給食コンテナ更新のため備品購入費を計上しております。なお、令和 7 年第 4 回定例会において補正予算を計上し令和 8 年度へ繰越しします重点支援地方創生臨時交付金等を活用して実施する給食費負担軽減事業につきましては、令和 8 年度予算書及び予算説明書には記載はありませんけれども、小学校児童の給食に対しましては、物価高騰により国が示す基準額 5,200 円を超える賄材料費に充てることによりまして、保護者からの負担を求めず、市として小学校給食費の無償化を実現してまいります。また、中学校生徒の給食に対しましては、保護者から徴収する給食費を超える賄材料費に充てることによりまして、引き続き保護者の皆様に過度な負担を求めずに、給食費の質と量の維持をしてまいります。教育委員会からの説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

文化芸術課長、飯山次長。

○政策推進部次長兼文化芸術課長（飯山貴与子）

文化芸術課飯山です。続きまして、文化芸術課所管事業のうち主なものを中心に御説明いたします。資料 17 ページ下から 18 ページを御覧ください。市民会館・福祉会館管理運営に要する経費 1 億 1,771 万 5,000 円は、対前年比 1,547 万 1,000 円の増となります。増額の主な要因は、市民会館・福祉会館指定管理料における設備点検業務委託料の値上がりや光熱水費の高騰、令和 8 年度から指定管理協定が新しくなったことによる修繕費の増額、取手ジャズフェスティバルの指定事業化等による 597 万 5,000 円増のほか、市民会館のスプリンクラー設備、福祉会館の自動火災報知設備の維持修繕を実施することで、利用者の安全を確保し安心して御利用いただけるよう、消防設備工事費として 780 万円を計上したことによるものです。

18 ページ、その下の東京芸術大学との交流に要する経費 696 万 3,000 円は、対前年比 441 万 3,000 円の減となります。減額の主な要因は、市制施行 55 周年となる令和 7 年度に予算計上した藝大フィルハーモニア管弦楽団の演奏会が終了したことによるものです。

続きまして、19 ページを御覧ください。アートのあるまちづくり推進に要する経費 1,789 万 9,000 円は、対前年比 60 万 7,000 円の減となります。減額の主な要因は、これまでアートのあるまちづくり推進に要する経費として計上していた取手ジャズフェスティバルの委託料を、令和 8 年度からは市民会館・福社会館指定管理事業の中で指定事業として位置づけることとし、市民会館・福社会館の管理に要する経費に予算計上したことや、令和 7 年度に予算計上した市所蔵アート作品の 3D コンテンツ追加制作事業が終了したためです。なお令和 7 年度に、令和 6 年度取手市一般会計補正予算の繰越明許により実施した東京芸術大学連携事業については、引き続き令和 8 年度も実施していくため委託料を計上しております。文化芸術課所管の説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

松崎次長。

○教育次長兼保健給食課長（松崎 剛）

続きまして、予算書 14 ページのほうを参照いただければと思います。予算書 14 ページ、第 3 表、債務負担行為でございます。上段、英語学習アプリケーション使用料についてです。生成 AI との 1 対 1 のスピーキングトレーニング環境を整備することにより、主体的に英語を学ぶ環境を実現し、話せる英語の習得を図ります。期間は令和 8 年度から令和 10 年度まで、限度額は 2,653 万 8,000 円となります。

続きまして、2 段目、放課後子どもクラブ施設利用オンライン申請システム使用料についてです。入所申請をオンライン化することで、保護者の利便性向上を図るためのシステム使用料です。期間は令和 8 年度から令和 10 年度まで、限度額は 99 万円となります。

続きまして、3 段目、放課後子どもクラブ業務支援システム使用料についてです。児童がクラブ室に入退室する際、QR コードが印字されたカードをタブレット端末で読み取ることで、入退室時間をデータで管理し、保護者に児童の入退室をアプリケーションにより通知するほか、既存の利用料算定システムとデータを連動させることで、算定期間を短縮し、保護者の利便性向上と安心して働ける環境づくりを図ります。期間は令和 8 年度から令和 10 年度まで、限度額は 540 万 8,000 円となります。

続きまして、最下段、藤代スポーツセンター LED 照明器具リース料についてです。令和 9 年度末の蛍光灯製造輸出入終了に伴いまして、施設照明の LED 化を図るため、LED 照明器具のリースを行います。期間は令和 8 年度から令和 18 年度まで、限度額は 6,990 万 1,000 円となります。以上で、債務負担行為の説明を終わりといたします。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

お疲れさまでした。それでは大分資料が多いのですが、お気づきの点がありましたら、順次いただければと思います。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

ご説明ありがとうございます。前に聞かしていただけてますけど、事業予算というのは事業案と裏表なので、これからこういうことやるんだなということがよく分かって何かわくわくするような内容だったと思いますし、こういうことが、市民の方にもこういうふうな教育事業やってるよというのが、より分かりやすい形でホームページとかでも広報できればと思います。

確認事項は2点です。まず最初5ページの教育相談のところなんですけども、スクールカウンセラーそれからスクールカウンセラー・スーパーバイザーなんですけど、今、国のほうでも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの研修をより充実させるということで、児童生徒課の事業で、来年度の都道府県・政令指定都市のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの研修の標準プログラムというのを作るといふ事業が走ってまして、そこのお手伝いしてるんですけども、そこでもやっぱり、スクールカウンセラーのスーパーバイザー、スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーをより充実させていくといふか、人材育成も含めてといふのが大きな課題になっております。そこで、取手市の場合のスクールカウンセラー、スーパーバイザーがよくやってらっしゃるし、センターのほうでもいらっしゃると聞いてるんですけど、その報酬が現状といふか来年度予算ではどうなってるのかなといふか、良い人材を確保しキープするためのものになってるのかなといふことをちょっとお聞きしたいといふのが第1点です。

○教育長（石塚康英）

センター唐口課長補佐。

○教育総合支援センター課長補佐（唐口 薫）

教育総合支援センター唐口です。ただいまの質問にお答えいたします。スクールカウンセラー・スーパーバイザーに関しましては、5ページのほうの、最下段の黒ぼちの中に、スクールカウンセラー・スーパーバイザー支援業務委託料ということで、916万9,000円を計上しております。現在、3名の公認心理士の方を委託しており、時間5,500円という形で、交通費に関しては日額でお出しするというような形で、業務委託で単価契約で行っておりますので、毎月相談部会に出かけていたとか、センターで教育相談を行ったっていうその時間の実績に基づいて委託料の積算をして、お支払いさせていただいている現状です。以上です。

○教育委員（石隈利紀）

ありがとうございます。スクールカウンセラー・スーパーバイザーに関して、時給が5,500円。時間で契約してると。週何回ぐらいでしたか。

○教育総合支援センター課長補佐（唐口 薫）

3名の方それぞれちょっと勤務形態が違うんですけど、お1人は週3日、お1人は週2日、もう1人は週1日で契約しているという形です。

○教育委員（石隈利紀）

分かりました。ありがとうございます。もう1点よろしいでしょうか。7ページ、これは意見といふか感想といふか、生成AI英語学習アプリ導入事業、それからちょっと下がりましてプログラミング生成AI学習推進事業といふのが、これから来年度当初予算として上がっているといふことで、前回も話題になりましたけど、生成AIの進歩っていふのは驚くほど早く、パワフルですので、我々がAIに使われないように、子どもたちも大人も生成AIの活用のガイドラインといひますか、これを勉強しておこうと、これは注意しようといふのが、取手市でもこれから急ぎ作っていかないとAIは便利でこうすればいいんだねといふことだけでは困るなといふか。大学でもレポートを出すのがだんだん難しくなってきた、宿題ですね、要するに、このテーマで、この教科書で、石隈の授業で、この問いに答えるレポートをA4、2枚まで書いてくれと、上手過ぎないように書いて、大学3年生で、学力中の下レベルと。作ってくれるんですよ。どう採点したらいいのかといふかね。授業中の私のジョークが入

っていけば話を聞いてるとわかるんですけど、本当にもうそういう時代がもう来てるので、例えば、小学生中学生これ勉強するのは必須なんですけど、どう付き合うかと、要するにA Iってある意味では優秀なツールであり優秀な秘書なんですよね。それを使いこなせない人が使うと、もう人の言うとおりにやっってくださいと、ツールの通りやっちゃうということになるので、ということも踏まえて、これから取手市みんなで議論しようと思ったんですけども来年度予算入ってるんで、もうそんなゆっくり待てないというのが私の感想、提案です。

○教育長（石塚康英）

指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

生成A Iの活用の大きな考え方、指針については、ちょっと多分この後教育長からお話いただくほうがいいのかと思っております。で、生成A Iガイドラインですけども、これについては今ちょっと取りかかっておりまして、来年度をかけてしっかり作成していく予定でございます。私も毎日のようにお友達、またはパートナーとして活用させていただいておりますので、石隈先生のおっしゃることは本当によく分かっております。ただそういった時代においてやっぱりA Iに負けない力、A Iにはない力、そういったものを育成していきたいというのが石塚教育長の考え方ですので、はい。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

この英語の授業、実はA IとA L Tの組合せになっている事業なんです。実はプロジェクト名はA I×リアルで、子どもたちの英語っていう、そういう事業名になってまして、A Iを使って徹底的に発話量のトレーニングをする。それを実際に使うのは、A L Tさんと、人間と人間の生の触れ合いをっていう、組み合わせた事業になってます。さらにこの生成A Iと書いてあるんですが、A Iのメーカーがこの子どもたちの英語に特化したそういうシステムになっているので、我々がC h a t G P Tとか使っている、何でもかんでもありのA Iではないという、そういうところではございます。

ただ一方で今、今後のガイドラインの話もありましたけれども、子どもたちが、C h a t G P Tとかジェミニとかそういったところに触れていくのはもう当然あることだし、それが出来ないと社会で生きていけないと思っているので、それを使うことを否定するわけではないんですけども、同時に、そういう時代に必要な力って何かなっているところ、それはきっと最後は自分は人間の五感で感じて、インプットして、それを自分の頭で考えて、アウトプットする。きっとその、例えばA Iに聞くにしても、発問する、何を聞くかっていうその問いを立てるっていう力はきっと人間にしか出来ないものだろうと思っていて、そういったところをアートと組み合わせると子どもたちの資質能力を高められるんじゃないかということ、日々、丸山課長には説教、説教じゃないや、いろいろ話しているところです。

○教育委員（石隈利紀）

同感です。心強いです。また一緒に考えたいと思います。ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございます。そのほかかがでしょうか。

はい、櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。今英語の指導ということで教育長のほうからもお話がありましたが、今回JETプログラムを利用することで、市内全20校に1人ずつのALTが配置ということで、これは以前教育委員でいらっしゃった小谷野教育委員が在任中に何とか市内1校1人ずつALTの先生たち掛け持ちがないように、1校1人ずつのALTの先生をってというようなお話がやっと実現したなど思いまして、大変うれしく思っております。また、今のAIを組み合わせた指導も、これによって1人1校ALTの先生が入ることによって進められるんだなど思っており、大変うれしく拝聴しました。

で、そちらの6ページのほうにあります不登校支援についても1,000万円の予算立てで、学校や教室に入ることが出来ない児童生徒を対象に余暇教室等を利用して創作活動を行う業務を委託するということですが、こちらは、具体的にはどちらに委託、またどこで行うか、具体的なプランが出来上がっておりますらひとつお聞かせいただきたいというのが一つ。

あと、もう1点お伺いしたいのが、放課後子どもクラブのほうの入退室が、多分QRコードとかを利用して電子で行えるということなんですが、こちら子どもたちがそのQRコードで入退室をするのか、お迎えに行った保護者のほうは子どもを迎えに行き、今現在はお迎えに行きました、はいどうも連れて帰れると思うんですけど、保護者のほうもこの後QRコード必要なような、そういうセキュリティーがしっかりしたシステムになるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思っております。

○教育長（石塚康英）

まずアートを活用したほう、はい、仲田センター長。

○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）

教育総合支援センターの仲田でございます。櫻井委員の御質問にお答えいたします。まず、芸術家による不登校児童生徒支援事業についてなんですけれども、まず、どこに委託するかに関しましては、東京藝術大学のほうと連携をしていきたいと考えております。また、どこでということなんですが、対象施設ということで、まず教育総合支援センター内の適応指導教室ひまわり、それからパイロット校としまして取手第一中学校の校内フリースクールのほうを考えております。それから、内容に関しましては、不登校児童生徒を対象に余裕教室、いわゆる空き教室のほうだけではないんですけれども、そちらのほうで芸術家の創作活動を行うことで、自身を表現する機会、また居場所づくりということでやっていきたいと考えております。現時点では以上でございます。金額のほうなんですけど100万円でございます。

○教育長（石塚康英）

大学関係の方とお話ししている中で、学生時代、小中学校時代に不登校を体験している方が多いという話を聞きましてやっぱりその学校のシステムに合わないってというような、そういう方たちと不登校の状態になっている子どもたちが、アート作品をつくることを通して、子どもたちがもっと自信を持ってほしかったり、将来、自分も学生さんから不登校だったけど今こんなふうになっているってというような、そういう取組が出来たらなって考えているところです。

さらにその創作の様子を数日はオンラインで、学校にすら来られない、在宅している生徒さん、希望の子に配信をしようと考えていて、みんながフリールームで創作活動しているのを外からちょっと見て行ってみようかな、とか何かそういうふうに出ないかなということは今センターと連携しながら取り組んでいるところです。

はい。次、青少年課長。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

子ども青少年課長塚です。放課後子どもクラブで導入予定の入退室管理システムについてお答えいたします。放課後子どもクラブで導入予定の入退室管理システムにつきましては、現在、公立保育所が導入して導入済みである入退室管理システムと同様のものを使用することを想定していますが、基本的には児童一人一人にQRコードが印字されたカードを配付しまして、入室時及び退室時にスマートフォンの画面側に向けたカメラに向かって、QRコード、QRカードのほうを提示してもらうことによつて、入室時間・退室時間の打刻を行うこととして考えております。以上です。

○教育長（石塚康英）

いいですか。はい、ありがとうございます。

そのほかございましたらお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

はい。それではこれより、承認第6号を採決いたします。

お諮りします。

承認第6号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では御異議なしと認めます。よつて、承認第6号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次にその他に入ります。

1点目、取手駅西口A街区市街地再開発事業及び複合公共施設整備事業の進捗状況について説明を求めます。

中村都市整備部次長兼中心市街地整備課長、お願いします。

○都市整備部次長兼中心市街地整備課長（中村有幸）

中心市街地整備課中村でございます。それでは都市整備部より、取手駅西口A街区地区における市街地再開発事業及び再開発ビル内に整備を予定しております図書館機能を中心とした複合公共施設に関しまして、現在の進捗状況を説明させていただきます。

まず、再開発事業につきましては、再開発準備組合から依頼を受け都市計画決定手続を進めているところでございます。配付させていただきました資料の、この都市計画決定スケジュールという資料を御覧いただければと思います。こちらの資料は、都市計画決定手続の流れをお示したものになりますが、昨年10月に都市計画法に基づき住民説明会と公聴会を実施し、貴重な御意見をいただき、昨年11月から12月に県と事前協議を行いました。さらに、昨年12月から今年の1月にかけて、都市計画案の縦覧を行い、こちらにつきましては御意見が寄せられませんでした。こうした住民説明会、公聴会、県事前協議、縦覧といった経過を経てきたところでございますが、都市計画決定に当たりましては、都市計画法の規定により市都市計画審議会の議を経る必要がございます。

そのため、2月9日に都市計画審議会を開催し、都市計画案を諮問させていただき、委員の皆様から専門的、技術的な知見に基づく質疑や、御意見をいただいた上で、全会一致で、都市計画案について、了承する旨の答申をいただくことが出来ました。都

市計画決定手続におきまして、都市計画審議会の答申をいただくというのは、大きな節目となるものであり、関係各方面の皆様の御理解、御協力を得て、無事に都市計画審議会における諮問、答申と手続を終えることが出来ました。

現在は、着色部分になりますが、都市計画法に基づき、県知事と本協議を行っているところであり、協議終了後の2月下旬から3月上旬に都市計画の告示を行い、都市計画決定を行う見込みとなっております。

このように、再開発事業につきましては順調に進捗している状況となっております。

次に、再開発ビル内に図書館機能を中心とした複合公共施設を整備する件につきましては、公共施設の基本的な考え方や機能といった大枠を定める基本構想につきまして、昨年10月から11月にかけてパブリックコメントを行い、貴重な御意見をいただいたところであり、こうした手続を経て昨年12月1日に正式に基本構想を策定いたしました。以前も配付させていただいたところですが、今回、基本構想の概要版を再度配付させていただきますので、後ほど御覧いただきたいと思います。なお、概要版の内容につきましては以前説明させていただいておりますので、今回は割愛をさせていただきます。

基本構想の策定の次のステップとしまして、より具体的な施設のコンセプトや、施設規模、施設内容、管理運営方法などを定める基本計画を策定することになりますが、こちらは業務委託により行うこととし、委託業者は、公募型プロポーザル方式によって決定することとしました。プロポーザル方式といいますのは、価格が一番安い業者と契約する競争入札とは異なり、業者からの企画提案を公募し企画提案能力の優れた業者を選定して契約する方法であり、価格競争ではなく優れた能力を有する業者に委託することが可能となるメリットがあります。具体的なプロポーザルの手続としましては、昨年12月にプロポーザルの実施要領を公表して、プロポーザルへの参加業者を募った結果、2社が参加意向を示しました。その2社に対して、今年1月に企画提案書を提出していただき、2月3日に市の副市長や教育長、各部長で構成されるプロポーザル審査委員会を開催し、2社にプレゼンテーションを行っていただいた上で、厳正かつ公正な採点を行い、受託候補者を選定したところでございます。

現在は、選定された受託候補者と委託契約締結に向けた交渉を行っているところであり、2月下旬の契約締結を予定しております。委託契約を締結しましたら速やかに基本計画策定のための作業に着手し、策定作業を積極的に進めてまいります。業務委託の作業内容につきましては、市民の皆様などの意見聴取、施設整備計画や機能配置計画の検討、管理運営計画の検討、内装基本設計の支援などとなります。

また、基本計画の策定プロセスにおきましては、広く市民の皆さんの意見を聴取し計画内容に反映させていきたいと考えており、具体的な手法などにつきましては今後しっかり検討してまいります。市民アンケートやワークショップ、住民説明会の実施などの手法を検討しております。このように複合公共施設の検討作業につきましても、順調に進捗している状況となっております。

以上、再開発事業及び複合公共施設整備の現在の進捗状況につきまして、御説明をさせていただきました。再開発事業全体及び複合公共施設整備のいずれにつきましても、現在順調に進捗している状況となっております。今後とも準備組合及び市、事業協力者が協力しまして、再開発事業及び複合公共施設整備の実現に向けて、全力で邁進してまいりますので、教育委員の皆様におかれましては、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、都市整備部からの報告でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。何か確認したいことがございましたらお願いをいたします。

この後いよいよ基本計画の策定に入っていくところなんですが、これまでも教育委員の皆様には、報告といろいろ御意見を頂戴したりっていう協議を進めてきていますけれども。一層この後も、図書館部分については我々がどんどん協議をして意見を深めていければと思っておりますので、引き続き御協力いただければというふうに思っています。

それではよろしいでしょうか。この件につきましては。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは続いて2点目、3月の行事予定、及び教育委員会定例会の日程について事務局からお願いします。

○教育総務課課長補佐（鴨川幸子）

事務局から御報告をいたします。まず、冒頭の教育長報告で御報告したもの以外の3つの行事その他の行事報告として配付をしております。内容は、取手スクールアートフェスティバル2026の開催について、取手市郷土作家部門展（写真・デザイン）の開催について、妊産婦向けコンサートの開催について、でございます。御確認をお願いいたします。

次に、3月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてです。3月の予定行事報告表、本日現在のものをお配りしております。3月の教育委員会定例会は3月26日木曜日、午前中を予定しております。後日文書で通知をお送りいたしますので、御確認をお願いいたします。事務局からの報告は以上になります。

○教育長（石塚康英）

それでは以上で、本定例会に付議されました事案の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和8年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。長時間にわたってお疲れさまでした。

午前11時24分閉会